F　地方税法附則第５条の４及び第５条の４の２の規定に基づく当該年度の５月末現在における市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した当該市町村の額に 1.070 を乗じて得た額

G　地方税法附則第５条の８及び第５条の 12 の規定に基づく当該年度の５月末現在における市町村民税の特別税額控除額として総務大臣が調査した当該市町村の額に 1.852 を乗じて得た額

H　令和６年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 5 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 6 年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該市町村の額に 1.175 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（g ／ h）／ 158,921

算式の符号

g　令和６年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額分（超過税率課税分を含む）」欄のうち、「（B）について標準税率で算出したもの（超過税率課税分等を除いた額）」欄の当該市町村の額

h　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

11　前年度における分離長期譲渡所得、分離短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

(I × 0.990 × 0.75 − J × 0.990 × 0.75) + K

I × 0.990 × 0.75、J × 0.990 × 0.75 及び K に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

I　令和６年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「算出税額」のうち、「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該市町村の額

J　令和７年改正前の省令第 31 条第 3 項第 1 号算式の符号 B の額

K　次の算式によつて算定した額。ただし、指定都市以外の市町村にあつては零とする。

算式

(i × 0.990 × 0.75 − j × 0.990 × 0.75) × 2 ／ 8 × 25 ／ 75

F　地方税法附則第５条の４及び第５条の４の２の規定に基づく当該年度の５月末現在における市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した当該市町村の額に 1.057 を乗じて得た額

G　地方税法附則第５条の８及び第５条の 12 の規定に基づく当該年度の５月末現在における市町村民税の特別税額控除額として総務大臣が調査した当該市町村の額に 1.041 を乗じて得た額

H　令和５年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 4 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 5 年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該市町村の額に 1.039 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（g ／ h）／ 146,471

算式の符号

g　令和５年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額分（超過税率課税分を含む）」欄のうち、「（B）について標準税率で算出したもの（超過税率課税分等を除いた額）」欄の当該市町村の額

h　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

11　前年度における分離長期譲渡所得、分離短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

(I × 0.986 × 0.75 − J × 0.986 × 0.75) + K

I × 0.986 × 0.75、J × 0.986 × 0.75 及び K に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

I　令和５年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「算出税額」のうち、「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該市町村の額

J　令和６年改正前の省令第 31 条第 3 項第 1 号算式の符号 B の額

K　次の算式によつて算定した額。ただし、指定都市以外の市町村にあつては零とする。

算式

(i × 0.986 × 0.75 − j × 0.986 × 0.75) × 2 ／ 8 × 25 ／ 75